

# 長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けて

## 対象製品を購入した際は所有者登録を行いましょよう

～所有者情報の登録は所有者の責務です～



1 対象製品を購入した所有者は、販売者から点検制度についての説明を受けます。



2 所有者が対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。

※所有者票や封筒には、黄色系の目立つ色の使用を推奨しています。また、統一ロゴマークや経済産業省ロゴマーク等を使用することができます。



6 点検を受けます。



※点検は有料です

5 メーカーに点検を依頼します。



### 特定保守製品 購入から点検までの流れ

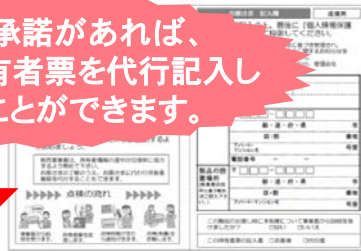
4 点検時期が来るとメーカーから所有者に通知が届きます。



3 所有者票を返送します。(メーカーに所有者登録)



所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することができます。



所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。また所有者情報は、消費生活用製品安全法や個人情報の保護に関する法律に従い、メーカーによって安全に管理されます。

### 経年劣化事項の兆候をチェック

- 異常な音や振動がする。
  - 焦げ臭いなどの異臭がする。
  - 点火、着火が不安定。
  - 製品に搭載されている点灯ランプが点滅する。
- などの症状や何か異常を感じた場合は、直ちに使用を止めメーカーにご連絡下さい。

点灯ランプ点滅



本制度のお知らせは **経済産業省** ホームページでご覧頂けます

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)

製品安全ガイド 検索